

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第13回）			
日 時	平成25年2月4日（月）18時00分～19時57分		
場 所	弘前市役所5階入札室	傍聴者	4人
出席者 (17人)	委員 (9人)	佐藤三三委員長、佐藤淳委員長職務代理者、工藤委員、福士委員、清野委員 鹿内委員、阿部委員、蟻塚委員、三橋委員	
	執行機関 (8人)	佐々木課長、齋藤課長補佐、堀川係長、櫻庭主査、藤田主事、葛西主事 佐藤主事、阿保主事	
	その他	一	

会議概要

1 開会

2 議事

(1) 仕組みについて

【結論（審議方法）】

- これまでと同様で、主な仕組みと関係する弘前市の制度を実施する上で、行政はどのような姿勢・心構えで臨むべきかといった視点で議論し、次に、仕組みごとに記載してある論点について、議論することとした。

【各委員回答等】

○評価

<論点③> 評価の実施に当たって説明の対象とするものは何か。

- 大事なことと思うのが、全てになってしまふと非常に幅が広くなってしまつて、整理するにも大変だと思うので、評価機関にある程度任せてというところである。
- 市民が基本的に全てのことに口を出せるべきであるという考えではいるが、その中には、専門家でなければわからない分野があるので、市民が一通り口を出せる状態であつて、専門家がその中で、評価するというイメージと思っていた。
- 評価の場として、アンケートやアイデアポストもあるが、アンケートで市の事業全部を答えるのは無理で、項目を絞り効果的にやらなければならないが、全範囲について、例えば、アイデアポストで除雪がどうこうというのを受け入れなければならないと思う。
- 事業レベルまでやつてしまふと膨大過ぎるので、評価してもらう前に、まず自分たちで評価してからだと思う。
- 市が将来どういうようなまちをつくっていくのか、という具体的なものを掲げるのが総合計画で、その際は、十二分に市民の意見を聞くべきだが、行政は結果責任なので、評価の市民参加となると、それぞれ考え方方が違う、どういう評価が出てくるのか分からぬ。
- 評価は、専門家機関を設置して、福祉の専門家は福祉の部門を、あるいは、教育は教育の分野でそこは評価して、次の政策、次年度予算に具現化していく形で評価しないと、ただいい、悪いという評価ではだめだと思う。
- それで結果的に、次の外部監査の財務監査をどうするのかということが出てくると思うので、結論とすれば、評価に市民参加は必要ないのではないかという考え方である。
- 総合計画の評価に市民が参加したらいのか、政策、施策、事務事業等まで市民参加をうたうのか、その辺で議論しますか。
- 評価というのは、事務事業が評価の対象になると思う。総合計画を立てていると必ず、政策と施策が出てくるので、その政策、施策に基づいてやる事務事業がしっかりとやられているかどうかということだと思う。

- ・その事務事業というものは、具体的にどういうことを事務事業といつか。
- ・市民協働のまちづくりを進めていきましょうというような政策の中で出てくる事務事業が1パーセントシステムや、エリア担当職員制度である。
- ・評価委員会に入っているが、アクションプランの百幾つのいくつかをピックアップしたものを、この事業をどんどん進めよう、もう少し改善の余地があるのではないかという話し合いをしてきたが、それがここでいう事務事業にあたるということか。
- ・そうです。だから、その事務事業は、本来、弘前市でやっている事務事業は千幾つくらいあるが、その中で市長がマニフェストで掲げて重点的にやりたいという百幾つがアクションプランになっていて、評価されている。
- ・評価の対象で、全部の事業が何かとなると難しいので、その事業の評価というものに対して市民参加をどうするか。市民参加という言葉を条例に盛り込むかというところと、事業といつても全部ではなくて、一部でいいとか、その2点でもう1回お聞きする。
- ・第三評価会議をやって、やはりあるべきだと思った。各専門分野の方が委員として参加され、色々な目で見て、いい部分も悪い部分も一緒に話し合えるということを行政と共にやっていくということは、私はいいあり方だと思ったので、続けてほしい。
- ・市民アンケートも、やったほうがいいと思う。その評価委員会のときも参考資料でこの厚いものをたくさん読ませていただいたが、その市民アンケートのやり方として、設問の設定の仕方は工夫する必要があると感じた。
- ・そもそも事業が何を目指して実施されたか、その施策の妥当性が説明できなければ、市民の信頼は得られないで、政策の信頼性を得るために、何のためにやって、それが果たして妥当であったかという説明を公表し、しっかりと我々に伝えればいいと思う。
- ・評価は、事務事業のいわゆる事後の評価でなくて、市民参加については、改善するところがあれば、当然それは改善する必要があるので、そういう問題を共有する意味でも市民参加が当然必要だと思う。
- ・評価は、市民を代表しているプロフェッショナルである議員が議会の中でチェックする、あるいは、普段からチェックして、それをしっかりとつくり上げて、市に対してどうなのだと、一般質問でやればいいと思う。
- ・チェックアンドバランスで、議会と行政とのバランスをとるための権限を付与しているので、それはそれで任せして、その結果、どういうまちをつくっていくのかということは市民が議論をしながら計画を立てていくことが、筋だと思う。
- ・個人的には、議会と市民による評価は、質的に違うので、だからこのように三つの関係が必要になってくるのだろうと思う。
- ・議会もしっかりと評価をするということは自治基本条例のどこかでうたわなければいけないと思うし、市民参加も必要で、それが事務事業全部は見られないし、やり方や対象まで条例にうたうことは難しいが、市民も評価に参加できることや、その資料があれば誰でも評価できる情報を行政が公開するということをきちんとやればいいと思う。
- ・プロ集団がつくる評価というものは全然違うので、それを求めるのか、市民感覚ではこうだからということを、総合的なことで、市民参加がしやすい、簡単に評価できるようなシステムをつくるのかだと思う。

【結論】

- ・評価に当たっては、市民参加を求める。また、対応策、改善策を考えていくに当たっても市民参加を求める。
- <論点④> 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、外部監査を実施するといった内容を条例に盛り込むのか。
- ・予算の的確な執行となると、財務の監査を集中してやるべきだが、ここで、適正で効率

的な行政運営を確保するため外部監査を実施するということは、行政全ての監査であり、市長が任命し、権限と責任を持って監査している監査委員の質がそこで疑われる所以、その辺もわきまえ、外部監査をどう取り入れていくかを議論すべきだと思う。

- ・いわゆる財務監査は、やはり専門的な公認会計士なり、そのような者がある程度やっていただければいいと思う。
- ・外部監査はやはり必要で、できればどういう事業をやっていったのか、その事業のあとに会計が付いてくるので、やはりそういう事業内容の監査もやったほうがいいと思う。
- ・財務監査は、大きい法人組織になると必ず公認会計士を用意するとうたわれているが、財務監査の中身は、何のために、そしてこれをやればどうなるのかさえしっかりとあれば、いいのではないか、財務のための外部監査は必要だと思う。
- ・財政的なところの監査ということは賛成だが、それ以外の部分になると、市民評価の部分ということはいらなくなるのですかという話につながっていくと思う。
- ・市民がわからないものは、やはり専門家の人に監査してもらうことが必要で、確かに、専門化と市民の目線は違うので、バランスをとって、その辺の住み分けをしっかりとやってもらったほうがいいと思う。
- ・サービスの向上や事務の効率化など、その質を上げるということが、基本理念だと思うので、民間感覚で、そういう基準をしっかりと持った形で監査されるべきだと思う。
- ・職員の適正配置を評価するときに、一般的には、弘前の職員が多いと聞くが、関係者にしてみれば、少数精銳でやっているとなり、それは関係者と、第三者が話し合っているからで、そこは専門機関がしっかりとやらないと、その議論は未来永劫続くと思う。
- ・監査というものは、決められたことを決められたとおりにやっているかどうかということをチェックすることだと思う。
- ・評価は、もっとこうしたらしいのではないかという改善も含めて評価だと思う。
- ・上場企業には、必ず監査法人が付いて監査を受けて、というルールが会社法であるが、自治体では、監査委員が監査すればいいことになっていて、きちんと監査しているのかという問題がまず一つある。
- ・大阪府では、外部の監査として、公認会計士が監査しているが、全国的にも数えるほどで、導入するに越したことはないが、費用対効果の面で、弘前の規模であれば、何千万円も外部監査にお金を使うのかというと、監査委員の質を上げたり、市民評価や行政評価の仕組みをきちんとやれば、そこまでやらなくてもいいのではないかと思う。
- ・外部監査はお金が掛かるが、財務の方で、監査が入ればいいのではないかと思う。
- ・監査委員の事務局職員がいて、常勤の監査委員が一人、あとは非常勤の監査委員で、年間計画を決めて監査するので、1年で全ての部署を監査するというわけではない。
- ・外部監査とは基本的に財務監査だと思うが、条例でこれは絶対に行うとなってしまうと、予算措置も必要で、なかなか大変なところではないかと思う。
- ・行政は、全て市長が最高責任者で、責任が全て掛かってくるわけなので、ある程度、識者でものを見る人がいないといけなくて、ある意味では、市長が決める事柄について、必要に応じて外部的な監査を行うという方法はあると思う。
- ・市長が必要と認めたものに、外部監査を入れることができるという趣旨が地方自治法に書いてあるが、それ以外の法律で、例えば、経営状況が悪い会計があって、そのいろんな比率がある程度の基準になってしまふと、絶対入れなければならないというシステムに法律上確立されている。
- ・条例に念押しで規定するのであれば、「市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、外部監査を必要に応じて、外部監査を導入することができる。」ということであれば自治法と整合性がとれるし、法を読まない人でも、この条例を読めば分かると思う。

【結論】

- ・必要に応じてできるというように、地方自治法に則す形とする。

○総合計画

- ・総合計画は、自治法でなぜ策定義務がなくなったかというと、要は、義務付け、枠付けの廃止という地方分権の流れの中で、総合計画をつくるかどうかも自分たちで考えてくださいという流れの一つで、国がつくらなくてもいいと思ってこうしたわけではないという前提であるので、それを補足する。
- ・基本構想の義務が撤廃されたのは、つくっても、つくらなくてもお任せするということでの撤廃だということであれば、やはり基本構想をつくったほうがいいと思う。
- ・総合計画は、市民や地域のために仕事をしっかりとやっていくための基本的な考え方なので、是非しっかりと定めてもらいたい。
- ・自分たちの住んでいるまちがこうなっていくということが見えるのが総合計画であり、それはやはりお互いに協力して、共有して進んでいくべきだと思うので、絶対につくって、みんなで頑張っていくべきだと思う。
- ・総合計画をつくらないとなれば、何を目指したらいいのかとなるので、あつたほうがいいが、内容については、もう少し細部、項目を盛り込んで、本当に住民のニーズと合致するのかという、その辺のバランスを大事にしたものにして欲しい。
- ・多分今の話はそのつくり方のプロセスをどうするかということで解決する問題というか、つくるときにしっかりと、市民が参加しなければいけないという形にするとある程度改善できるのではないかと思う。
- ・総合計画がないと、多分地図がない状態で歩くということで、地図がないといけないが、書き方が効率的かどうか、形がこれかどうかは判断できない。
- ・総合計画は必要だが、予算との関係もあって、国からの交付税も少なくなるであろうというので、その辺もマッチしなければ少し不安なので、財政のことも考えての総合計画にして欲しいと思う。
- ・原則的には総合計画は策定すべきで、市民に対して5年先、10年先の将来方向を示し、こういう事業でこういうまちができるということを、市民がみんなで考えましたということは拠り所になる。
- ・総合計画という指針がないと、我々は4年に1回の市長選によって左右されているのであれば、やはりそれはまちづくりとしては一貫性がないのだろうということを考える。
- ・総合計画は、地図みたいなものですから、地図がなくてそんな舵取りはできないので、絶対必要だが、あとはつくり方の部分で、しっかりと市民が意見を言えるような仕組みを備えてつくれていくということが大事だと思う。

<論点①> 基本構想の作成義務が撤廃された現状において、作成を義務付けるのか。

【結論】

- ・省略（前段で議論済：義務付ける。）

<論点②> 総合計画の策定に当たっては、広く市民参加を得るとともに、市民との協働によるといった内容を条例に盛り込むのか。

- ・全て市民も参加するということは無理で、どのように協議を進めていくのかということなので、全て関わればいいのかもしれないが、参加しなければいけないものを選んで、その部分で関わっていけばいいと思う。
- ・書き方は別にして、意見を吸い上げるという、そういう意味では市民参加に結び付くと思うが、専門分野の方の声も総合計画だと大きく関わってくるので、学識者、専門家、そういうところも含めて計画を立てるという文章になればいいと思う。
- ・協働を入れたほうがいいが、例えば、自分はこういう委員会に参加しているが、市民の専

門家で参加しているのかということである。

- ・悪い意味ではなくて、市民が言いたいことを言うだけの会議になってはいけなくて、言いたいことを言って、それが反映された、されなかつたというレベルではないので、だからその書き方、ニュアンスが少し引っかかっていた。
- ・市民参加の仕方が諮問された審議会だけだと、考え方が狭まる気がして、単純にこの条例で市民参加しなさいと書いても、この審議会を設置したからおしまいということでは足りないので、もう少し場所として、広い意見を拾える場が必要だと思う。
- ・市民参加といって公募で市民が入っても、一部であるし、特に総合計画に関しては、それだけではどうかという思いがあって、見直しとして、そういうやり方をすれば、それで市民参加という気もするが、アンケートでもいいので、市民の声を吸い上げ、それをみんなで吟味していくということが市民参加だと思う。
- ・市民参加は必要で、その内容は、いろいろこれから考える方法であるが、必要なときは、そういった審議会をつくって検討したほうが市民参加型としてはいいと思う。
- ・今の総合計画を策定した際にも、信じられないだけの市民が参加したが、それをやることによって、市民力を上げるということはあるので、いろんな人と議論しながら、大いに参画していただければと思う。
- ・市民参加は必要で、たくさんの市民が参加して、意見が盛り込まれたら、その人は否が応でもやらなければいけなくなるので、そうやって市政にコミットしていく人を増やしていくという意味でも、計画をつくるときの市民参加はすごく大事だと思う。
- ・1点だけ気になっているのは、弘前市総合計画審議会で、審議会のメンバーに市議会議員が入っているが、できあがったものをしっかりとチェックしてもらえばいいので、最近は審議会に議員は入らないような流れになってきていると思う。

【結論】

- ・参加と協働（＝プロセス。そのプロセスにおいても、参加し続けて、一緒に最後まで完成を見ていくという意味合い。）という概念を条例に盛り込む。

<論点③> 総合計画の策定に当たっては、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるといった内容を条例に盛り込むのか。

【結論】

- ・あらかじめ計画を公表し、意見を求めるということを条例に盛り込む。

<論点④> 市は、総合計画の達成状況を評価し、その結果を市民に公表するとともに、市民参加のもとに総合計画の見直しに努めるといった内容を条例に盛り込むのか。

【結論】

- ・その途中途中で見直しを図るということも条例に盛り込む。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、2月18日（月曜日）午後6時から、引き続き仕組み（財政運営）について議論することとした。

(2) その他

【結論】

- ・特になし